(3) 国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	1,850,000円	1,959,000円	1,597,000円
(5) 国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—	—
(6) 国庫納付の額	1,850,000円	1,959,000円	1,597,000円
(7) 国庫納付が行われた年月日	平成25年３月27日	平成25年３月27日	平成25年３月27日
(8) 減資額	—	—	—

(1) 不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	機械装置（接触部分酸化法による合成ガス製造プロセスの工業化に関する研究で取得した設備）	機械装置（混合ガスを用いた天然ガスハイドレート(ＮＧＨ)ペレット輸送チェーンの開発で取得した設備）
	帳簿価額：898,125円	帳簿価額：2,557,215円
(2) 不要財産となった理由	接触部分酸化法による合成ガス製造プロセスの工業化に関する研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	混合ガスを用いた天然ガスハイドレート（ＮＧＨ）ペレット輸送チェーンの研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため

(3) 国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	899,000円	5,069,000円
(5) 国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—
(6) 国庫納付の額	899,000円	5,069,000円
(7) 国庫納付が行われた年月日	平成25年３月27日	平成25年３月27日
(8) 減資額	—	—

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅳ．固有の表示科目の内容

「民間備蓄融資事業貸付金」及び「民間備蓄融資事業借入金」については一定の日数の備蓄義務が課されている石油精製業者及び石油ガス輸入業者に対する備蓄石油・石油ガス購入資金融資とこれに係る同額の資金調達としての借入金であります。毎年４月末に全ての融資・借入を洗い替えていることから流動資産又は流動負債へ計上しておりますが、貸借対照表上相当の割合を占めていることから、他の貸付金又は借入金とは区別して表示しております。

Ⅴ．重要な後発事象

該当事項はありません。

1　貸借対照表

（単位：円）

科目	石油天然ガス等勘定	投融資等・金属鉱産物備蓄勘定	金属鉱業一般勘定	金属鉱業鉱害防止積立金勘定	金属鉱業鉱害防止事業基金勘定	調整	法人単位
流動資産	818,126,226,302	53,603,778,986	28,827,788,143	550,197,738	942,886,949	−518,021,230	901,532,856,888
現金及び預金	58,974,442,978	27,594,469,784	25,074,177,692	414,701,920	370,435,681	—	112,428,228,055
有価証券	13,707,799,528	22,201,450,200	—	132,830,676	558,975,315	—	36,601,055,719
売掛金	12,270,592,138	—	1,407,368,769	—	—	—	13,677,960,907
たな卸資産	10,096,048,168	—	1,380,435,969	—	—	—	11,476,484,137
前払費用	758,578	169,863	—	—	—	—	928,441
未収収益	456,722,553	80,890,197	2,988,978	2,665,142	13,475,953	—	556,742,823
未収消費税等	221,115,886	119,032,522	—	—	—	−283,499,204	56,649,204